

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3
- 指定管理者の指定【環境局環境国際経済部環境産業推進課】 4
- 指定管理者の指定【産業経済局農林水産部水産課】 5

### ◇ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出（2件）【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 6
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 10

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 13

北九州市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条、第85条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5055 75	グレースヘルパー ステーション	北九州市小倉南 区守恒本町一丁 目5番10-4 01号	株式会社T グレース	平成31 年1月1 日
4070 5055 83	ヘルパーステー ションツツジ苑 小倉南	北九州市小倉南 区中吉田三丁目 15番27号	株式会社ツ ツジ苑	平成31 年1月1 日
4070 7074 37	ほうもんかいご メイク	北九州市八幡西 区陣山二丁目2 番1-305号	株式会社グ レアー	平成31 年1月1 日
4070 7074 45	ヘルパーステー ション あん	北九州市八幡西 区友田一丁目1 0番8-107 号	NPO法人 ハッピービ ー	平成31 年1月1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6906 54	訪問看護ステー ション ビヨン ド	北九州市八幡西 区藤田二丁目1 番1-103号	合同会社燦	平成31 年1月1 日
4066 6906 62	えんふく訪問看 護	北九州市八幡西 区大浦一丁目1 3番5-206 号	有限会社え んふく	平成31 年1月1 日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 2022 49	ケアプラン向日 葵	北九州市若松区 畠田三丁目74 9番1号	有限会社神 社前薬局	平成31 年1月1 日

北九州市告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第78条、第85条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070301199	パナソニックエイジフリーケアセンター北九州戸畑・訪問入浴	北九州市戸畑区菅原二丁目11番22号	パナソニックエイジフリー株式会社	平成30年12月31日

2 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070201308	ケアプラン向日葵	北九州市若松区畠田三丁目749番1号	向日葵合同会社	平成30年12月31日
4070707270	ケアプラン桃のはな 北九州支店	北九州市八幡西区岩崎一丁目9番23号	有限会社桃のはな	平成30年12月31日

北九州市告示第 8 号

北九州市エコタウンセンター条例施行規則（平成 13 年北九州市規則第 38 号）第 13 条の規定により、北九州市エコタウンセンターの指定管理者を次のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名 称	住 所	
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町 10 番地 20	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 36 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 9 号

北九州市漁港管理規則（昭和 39 年北九州市規則第 31 号）第 20 条の規定により、釣り台付き遊歩道の指定管理者を次のとおり告示する。

平成 31 年 1 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者に指定した者		指定する期間
名称	住所	
ひびき灘漁業協同組合	北九州市若松区大字安屋 1 7 4 2 番地	平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第 17 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 31 年 1 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ゆめマート八幡青山  
北九州市八幡西区青山三丁目 2 番 2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社イズミ  
代表取締役 山西泰明  
広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社イズミ  
代表取締役 山西泰明  
広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 31 年 8 月 27 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2, 482 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
142 台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
88 台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
176 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18.94 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 8 時から午後 11 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分から午後 11 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 3 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 5 時から午後 8 時まで

8 届出年月日

平成 30 年 12 月 26 日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成 31 年 1 月 10 日から同年 5 月 10 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに同月 1 日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 31 年 5 月 10 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第18号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成31年1月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめマート永犬丸  
北九州市八幡西区八枝一丁目2番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社スーパー大栄  
代表取締役 松本 淳  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社スーパー大栄  
代表取締役 松本 淳  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年8月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,580平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
110台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
50台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
145.5平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
14.56立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前9時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口4箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後7時まで

8 届出年月日

平成30年12月26日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成31年1月10日から同年5月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成31年5月10日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第19号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成31年1月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク千代

北九州市八幡西区千代三丁目1番2号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役社長 前川義広

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号2階

代表取締役社長 玉木 浩

他5者

(2) 変更後

株式会社西鉄ストア

福岡県筑紫野市針摺中央二丁目16番14号2階

代表取締役社長 玉木 浩

他4者

4 変更の年月日

平成30年12月6日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

平成30年12月21日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成31年1月10日から同年5月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同月1日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成31年5月10日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市交通局公告第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月10日

北九州市交通局長 吉田 茂 人

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 12万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
神戸スタンダード石油株式会社  
福岡市博多区博多駅南一丁目7番14-708号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 90円40銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成30年11月9日
- 8 落札方式  
最低価格による。

## 北九州市交通局公告第2号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月10日

北九州市交通局長 吉田茂人

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 13万リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 平成31年3月1日から同月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年2月9日

#### (6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093

－ 5 8 2 － 2 5 2 4 ) に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 3 1 年 2 月 7 日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号  
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から平成 3 1 年 2 月 2 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで並びに同月 2 2 日の午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 2 時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号  
北九州市交通局 4 2 会議室

イ 日時 平成 3 1 年 2 月 1 4 日午後 2 時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成 3 1 年 2 月 7 日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、平成 3 1 年 2 月 2 1 日午後 5 時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町 3 番 1 号  
北九州市交通局 4 3 会議室

イ 日時 平成 3 1 年 2 月 2 2 日午後 2 時

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和 3 9 年北九州市交通局管理規程第 5 号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第 5 条第 7 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。  
ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

130,000

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., February 22, 2019

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., February 21, 2019

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu